

秋田市告示第68号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2 第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月14日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 不明

氏名 亡猪股万希夫相続財産

2 送達する書類

交付要求解除通知書 1通